

議案第 46 号

橋本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例について

橋本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に
ついて、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

橋本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年橋本市条例第44号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表の中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) 職員の退職管理の状況</p> <p>(8) 職員の研修の評定の状況</p> <p>(9)～(10) 略</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する審査請求の状況</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</p> <p>(7)～(8) 略</p> <p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならぬ事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の橋本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第5条第2号の規定は、同条例第4条の規定による平成28年度分以後の業務の状況の報告の状況の公表に関する業務の状況の報告については、なお従前の例による。